

DNS セキュリティ(Cisco Umbrella) 利用規約

2021 年 4 月 15 日

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則	2
第1条 (利用規約の適用)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (サービスの種別)	2
第4条 (サービスの提供区域)	2
第5条 (サービスの提供条件)	2
第2章 契約	3
第6条 (契約の単位)	3
第7条 (最低利用期間)	3
第8条 (契約期間)	3
第9条 (契約申込)	3
第10条 (契約の成立)	3
第11条 (利用契約の更新)	3
第12条 (契約者の地位の承継・譲渡)	3
第3章 料金等	3
第13条 (料金)	3
第14条 (料金等の計算方法)	3
第4章 損害賠償	4
第15条 (責任の制限)	4
第5章 雑則	4
第16条 (第三者利用)	4
付則	4
別紙1 サービスメニュー	5
別紙2 料金表	6
別紙3 関連規定	7

第 1 章 総則**第 1 条 (利用規約の適用)**

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)は、DNS セキュリティサービス利用規約(以下「本サービス規約」といいます。)を定め、セキュアアクセスゲートウェイ共通利用規約(以下、「共通規約」といいます。)および本サービス規約(以下併せて「利用規約」といいます。)この利用規約に基づき DNS セキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本サービス規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通規約と同じとします。

2 本サービスの利用には、本規約に加え、シスコシステムズ合同会社(以下、「シスコ社」といいます。)が定める別紙 3(関連規定)に記載の関連規定(以下、「シスコ規定」といいます。)が適用されます。なお、シスコ規定に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。

3 利用規約に定める当社の権利は、シスコ社またはその代理人も行使することができるものとします。

4 契約者は利用規約およびシスコ規定を遵守して、本サービスを利用するものとします。

5 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第 2 条 (用語の定義)

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
サブスクリプション	当社と「シスコ社」とのパートナー契約に基づく Cisco Umbrella、およびそれに関わるサービス(以下、「Cisco Umbrella」といいます)のライセンスを一定期間内において利用できる権利を契約者に対して提供すること。
ユーザ	Cisco Umbrella のセキュリティポリシーが適用される PC 端末等の利用者。 ※本サブスクリプションの課金単位となります。
管理者	Cisco Umbrella を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ログインしてユーザに適用されるセキュリティポリシーを設定する担当者。

第 3 条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにおいて提供するサービスは次のとおりとします。

(1)DNS セキュリティ(Cisco Umbrella)のサブスクリプション(以下、「本サブスクリプション」といいます。)

(2)本サブスクリプションに関する運用保守

2 本サービスの詳細は、別途当社が Web サイトに定める内容または提示する提供仕様書等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

第 4 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 Cisco Umbrella の提供区域は、シスコ規定に定める範囲とします。

3 オプションサービスの提供区域は、特に定めのない限り日本国内とします。

4 本サービスにおける責任分界点は、サービス仕様で定めるとおりとします。

第 5 条 (サービスの提供条件)

本サービスにおける基本的な提供条件は、別紙 1(サービスメニュー)のとおりとします。

2 本サービスにおける基本的な技術事項はサービス仕様で定めるとおりとします。

3 Cisco Umbrella のサービス提供はシスコ社が定めるシスコ規定に基づいて行います。また、本項に定める内容を除き、本サービスに関して、シスコ社、シスコ社の関連会社及びサプライヤーは責任を負わないものとします。また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできないものとします。

4 Cisco Umbrella に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負わないものとします。

第2章 契約

第6条 (契約の単位)

本サービスは、一つの基本サービス毎に一つの本サービスの提供に関する契約(以下「利用契約」といいます)を締結するものとします。
2 契約者は1つの利用契約で Cisco Umbrella の機能が適用される端末を使用する利用者(以下「ユーザ」といいます)の人数分のライセンスを申し込むものとします。なお、1人が複数端末を利用する場合でも、1人分のユーザライセンスとしてカウントします。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日(以下「利用開始日」といいます。)から起算し、その期間は別紙1(サービスメニュー)のサービス毎の提供条件に定めるとおりとします。

2 当社はキャンペーン等により第1項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第8条 (契約期間)

利用契約の契約期間は、別紙1(サービスメニュー)のサービス毎の提供条件に定めるとおりとします。

第9条 (契約申込)

利用契約の申込(以下「利用申込」といいます。)をしようとする者(以下「申込者」といいます。)は、利用規約等およびシスコ規定を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。なお、利用申込は、通信サービスの利用契約(以下「通信サービス契約」といいます。)の契約者に限りすることができるものとします。

第10条 (契約の成立)

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。なお、契約名義は通信サービス契約と同一となります。

2 利用契約成立後に、契約者へ Cisco Umbrella で利用する管理者アカウント及びパスワードを通知します。

第11条 (利用契約の更新)

契約者は、利用契約の更新を希望するときは、契約終了日を含む月の初日の60日前までに、利用契約を更新する旨および更新後の利用ユーザ数、サービスメニュー等の必要事項を当社が指定する方法にて当社に通知するものとします。なお、更新の申し込みにあたっては、第13条(契約申込)の規定を準用します。

2 更新後の料金は更新申込時に当社の提示する料金表が適用されます。利用契約の解除は、当社が前項に定める解除の申込を受け付けた時点で実施されます。

第12条 (契約者の地位の承継・譲渡)

契約者は、利用契約の契約者の地位の承継・譲渡を行う場合には、通信サービス契約とともに行うものとし、利用契約単独での承継・譲渡は行うことはできません。

2 当社は、利用契約と通信サービス契約の契約者が異なる場合には、利用契約を解除できるものとします。

3 当社は、契約者が利用契約又は通信サービス契約における契約者情報の変更を行ったとき、その変更内容に従い通信サービス契約又は利用契約の契約者情報を変更できるものとします。

4 通信サービス契約が終了した場合には、利用契約は、当該提供契約の終了日をもって解除されたものとみなします。

第3章 料金等

第13条 (料金)

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料(以下併せて「料金」といいます。)は、別紙2(料金表)のとおりとします。

2 シスコ社により、Cisco Umbrella に関する料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金変更をすることができるものとします。

3 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第14条 (料金等の計算方法)

利用料金の計算方法は、別紙1(サービスメニュー)のサービス毎の提供条件に基づきます。

2 サービスの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。

第4章 損害賠償

第15条 (責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 Cisco Umbrella のサービス提供に関しては、シスコ社がシスコ規定に基づき、その責任を負うものとし、Cisco Umbrella のサービスの不提供、サービスレベルの低下その他の不具合について、当社の責による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

5 前3項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

6 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

7 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第5章 雑則

第16条 (第三者利用)

契約者は本サブスクリプションによる Cisco Umbrella のライセンスを第三者への譲渡、再販することはできません。

付則

この利用規約は 2021 年 4 月 15 日から実施します。

別紙 1 サービスメニュー

■基本サービス

サービス名	サービス内容	提供条件
DNS セキュリティ(Cisco Umbrella)	<ul style="list-style-type: none"> ・シスコ社が提供する Cisco Umbrella のサブスクリプションの提供 ・Cisco Umbrella 利用に関するテクニカルサポートの提供 	<p>(1)契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日から 1 年間 ・追加ユーザー分は、追加日から契約期間満了まで <p>(2)サービス内容等の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用ユーザー数の追加は随時 1 ユーザ単位で可能です。 ・追加ユーザー分についても追加された契約と同じ契約期間となります。 ・利用ユーザー数の減少はできません。 <p>(3)料金等の計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 2 に定める年額料金を 12 等分(端数は初回請求)した金額を「単金」とし、月 1 回の請求になります。 ・追加ユーザー分の料金は、追加日の属する月から初期契約が終了する月の前月までの月数に単金を乗じた額となります。それを残存請求回数で除した額が月 1 回の請求金額になります。 <p>(4)提供仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Cisco Umbrella のサービス仕様は、シスコ規定、シスコ社の Web サイト等の公開情報に準じます。ただし、一部サービスは、当社の提供サービス外のものが含まれます。

別紙2 料金表

1. 基本サービス

(1) DNS セキュリティ(Cisco Umbrella) サービス

品目	プラン※3	適用区分	課金単位	料金	請求金額※2
DNS セキュリティ (Cisco Umbrella)	Aプラン	初期契約 1~499 ユーザの場合	1 ユーザあたり ※1	年額 7,200 円 (税込 7,920 円)	1 回あたり 600 円 (税込 660 円)
	Aプラン追加	初期契約が 1~499 ユーザの場合における追加ユーザ	1 ユーザあたり	600 円(税込 660 円) × 残契約期間月数	
	Bプラン	初期契約 500 ユーザ以上	1 ユーザあたり ※1	年額 6,000 円 (税込 6,600 円)	1 回あたり 500 円 (税込 550 円)
	Bプラン追加	初期契約 500 ユーザ以上の場合における追加ユーザ	1 ユーザあたり	500 円(税込 550 円) × 残契約期間月数	

※1…10 ユーザ以上からの提供となります。

※2…分割としての請求となり、一括払いはありません。

※3…プランは初回契約時におけるユーザ数によって定められ、ユーザ追加においても初期契約時におけるプランが適用されます。

別紙 3 関連規定

シスコ社の関連規定は以下の通りです。規定はシスコ社が更新する場合があります。

(1) Cisco Umbrella に関連する規定

• Cisco_umbrella Offer Description

https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf

https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf

※参考和訳(URL)

• End User License Agreement

https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html

https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/eula/eula-japanese.pdf

※参考和訳(URL)

(2) プライバシーに関する規定

• Cisco Online Privacy Statement

https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html